

平成28年度第1回尾張旭市行政不服審査会議事録

<p>1 開催日時 平成29年2月24日(金) 開会 午前 11時00分 閉会 午前 11時18分</p> <p>2 開催場所 尾張旭市役所 3階 302会議室</p> <p>3 出席委員 内山 哲治、岡田 千絵、柴田 幸正 3名</p> <p>4 欠席委員 なし</p> <p>5 傍聴者 なし</p> <p>6 出席した事務局職員 行政経営課長 梅本 宣孝、法務文書係長 寺尾 綾、主事 村上 幸歩</p> <p>7 その他の出席者 なし</p> <p>8 議題等 (1) 会長及び会長の職務代理の選出について (2) 審査会運営方針の決定について (3) 運営要領の制定について</p> <p>9 会議の要旨 次のとおり</p>	
<p>事務局 (課長)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成28年度第1回行政不服審査会を開催いたします。</p> <p>本日の会議は、全員出席であり、審査会条例第6条第2項の定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。事前に御案内のとおり、公開の会議として開催しておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>4月1日に行政不服審査会が設置されて初めての会議となります。現在のところ、審理手続を行った審査請求はありませんが、今後、審査庁から審査会に諮問された件についてこの審査会で調査審議していただくこととなります。</p> <p>それでは議事に入ります前に、委員の皆様の御紹介をさせていただきます。</p> <p>(委員紹介)</p> <p>次に事務局職員を紹介いたします。</p> <p>(事務局職員紹介)</p>

平成28年度第1回尾張旭市行政不服審査会議事録

<p>事務局 (課長)</p>	<p>この後議事に入ります。審査会条例第6条第1項に、審査会の会議は、会長がその議長になる旨が規定されておりますが、会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>次第のとおり、本日の議事は、会長及び会長の職務代理の選出について、審査会運営方針の決定について、運営要領の制定についての3件です。</p> <p>それでは、「会長及び会長の職務代理の選出について」でございます。</p> <p>行政不服審査会条例第5条第1項の規定により、会長は委員の皆様のご互選で選出していただくこととなりますが、いかがでしょうか。</p>
<p>柴田委員</p>	<p>はい。内山委員に是非お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
<p>事務局 (課長)</p>	<p>ただいま、内山委員に委員長をお願いしたいとの推薦の声がありました。御異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、内山委員に会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>ここから先は内山会長に議事の進行をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(会長就任挨拶)</p> <p>議事を進めさせていただきます。</p> <p>次に会長の職務代理の選出についてですが、行政不服審査会条例第5条第3項の規定により、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理することとなっています。柴田委員にお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>続きまして、「審査会運営方針の決定について」に移りたいと思います。皆様お手元の資料を御覧ください。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>

事務局
(主事)

審査会運営方針(案)と書かれたホチキス1点とじの資料を御覧下さい。

本日お諮りしたい運営方針の内容は、会議の公開について、議事録の確定方法について、の2点です。

まず、1の会議の公開について、説明します。

本市には、「附属機関等の基本的取扱いに関する要綱」という要綱がございます。その要綱第6条第1項において、「附属機関の会議は、原則として公開するものとする。」とされています。附属機関は、地方自治法の規定に基づいて条例で定めるところにより市に置くことができる機関で本市の行政不服審査会もこれに当たります。

一方で、行政不服審査会については、その調査審議において、個人情報を取り扱うことになることから、尾張旭市行政不服審査会条例第7条で「審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。」と定めています。条例の全文は、お手元に両面1枚の資料でお配りしておりますので、適宜御参照下さい。

方針(案)の、下線部分が趣旨になりますが、通常審査会は、調査審議が主な内容となるため、今回の審査会の中で、原則として、今後の会議を非公開とすることを決定していただくとするものです。

ちなみに、今回の審査会の内容は、審査会の運営方針を定めるものであり、調査審議とは異なるため、公開としております。

今後も内容により公開できる場合は、その都度、審査会において公開の決定を行い、公開することが必要です。

もう少し詳しく御説明するため、参考資料として、要綱の別記2「附属機関の会議の公開に関する基準」を添付しておりますので、1枚めくってください。

この基準の内容を見ますと、「1 会議の公開」において、「附属機関の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。」となっております。その場合とは、アからウまで順番に「法令又は条例等により、会議が非公開

事務局
(主事)

とされている場合」、「尾張旭市情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合」、「会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合」で、これらの場合には、会議を公開しないことができます。行政不服審査会は、条例で非公開とされた個人情報を含む調査審議が主な内容となることから、原則として会議を非公開とする附属機関に当たると考えられます。

「3の原則として会議を非公開とする附属機関の場合」を御覧下さい。原則として会議を非公開とする附属機関の場合には、(1)の後半になりますが、「当該附属機関の設置後最初の会議において、今後の会議を非公開とすることを決定する。」となっております、この規定に基づきまして、皆様に原則として、今後の会議を非公開とすることを決定していただくとするものです。また、(3)においてこの「原則非公開の決定をした附属機関であっても、審議内容等により公開できる会議の場合は、公開するようにしなければならない。この場合、公開の決定は、当該附属機関が行う。」となっておりますので、今後も内容により公開できる場合は、その都度、審査会において公開の決定を行い、公開することが必要です。

以上で、1の会議の公開についての説明を終わります。資料の1枚目に戻ってください。

続きまして、2の議事録の確定方法について御説明します。

1で御説明したのと同様の要綱の規定により、附属機関の会議を開催した場合は、会議録、議事録又は、議事要旨を作成し、非公開部分を除き、市ホームページに掲載すること等により、広く市民の閲覧に供するよう努めるものとされています。

このことは、3枚目に添付しております、参考資料の要綱の別記3「附属機関の会議録等作成に関する基準」の「1会議録等の作成」及び「4会議録等の公開」に規定されています。この規定により、1枚目の2の4行目になりますが、本審査会においても

平成28年度第1回尾張旭市行政不服審査会議事録

<p>事務局 (主事)</p>	<p>会議を開催した場合は、少なくとも議事要旨を作成することとなります。</p> <p>しかし、議事録の確定方法については、そこまでの定めはないため、今回の審査会で決定していただくとするものです。</p> <p>事務局の案としましては、下線部分になりますが、公開の会議については、議事録を作成し、市ホームページに掲載するため、出席委員全員に内容について承認を得る。非公開の会議については、市ホームページへの掲載を行わないため、原則として承認を得ることまではせず、事務局で作成することとしたいと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。</p> <p>1点、よろしいですか。これは、別に訂正しなくてもいいのですが、方針案の、議事録の確定方法についての中に「ホームページ」という呼称が3か所出ております。通念ではホームページというだけでよいのですが、非常に細かいことを言いますと、ホームページとは表紙のことなんです。最初にヒットするところがホームページで、そのホームページからいろいろリンクして中に入っていくわけです。考えにくいですが、もしホームページの部分に議事録公開部分があるということならそれでいいのですが、だいたい委員会とかリンクして深まっていきますよね。ホームページはあくまで表紙で、この全体は「ウェブページ」というように言います。どの大学でも情報リテラシーで言っているのは、ホームページというのは、あくまで表紙だということです。最初のページにあれば、ホームページに載っていますということはできるけれども、その中からのリンク先であればウェブページ、そのホームページからリンク先全てを含んだ尾張旭のページ全体のことをいうので、面倒なのですが、うるさいことをいうとウェブページというように書いた方が正しいのです。ただ通念的にはホームページで皆さんウェブページのことを意識しているの</p>

平成28年度第1回尾張旭市行政不服審査会議事録

<p>会長</p>	<p>で、このままでいいですが、その御理解だけはしていただければ と思います。私の方は、その点だけです。</p>
<p>事務局 (主事)</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>会長</p>	<p>他に御質問がないようでしたら、お諮りします。</p> <p>1点目の会議の公開について、原則非公開とすることについてはいかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、会議の公開については原則非公開とすることとしたい と思います。</p> <p>2点目の議事録の確定方法について、公開の会議については、 出席委員全員の承認を得た上で確定することとし、非公開の会議 については、原則として事務局に一任することとしてよろしいで すか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、議事録の確定方法については、公開の会議について は、出席委員全員の承認を得た上で確定することとし、非公開の 会議については、原則として事務局に一任することとしたいと思 います。</p> <p>続きまして、「運営要領の制定について」に移りたいと思いま す。</p> <p>資料について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (主事)</p>	<p>一番上に(案)と書かれた罫線入り両面1枚ものの資料「尾張 旭市行政不服審査会運営要領」を御覧下さい。</p> <p>この要領は、第1条の趣旨にありますように、尾張旭市行政不 服審査会条例第9条の「審査会の運営に必要な事項は、会長が審</p>

<p>事務局 (主事)</p>	<p>査会に諮って定める。」という委任の規定に基づき、審査会の運営に関し、条例に定めのない、より詳細に必要な事項を定めようとするものです。</p> <p>第1条から第5条までで規定しており、本市情報公開・個人情報保護審査会の運営要領と同様の構成となっております。</p> <p>第2条から見ていきますと、第2条では、第1項でどういった場合に審査会の会議を開くか、第2項で会議の招集の方法について、第3項及び第4項では、第1項の規定による会議内容に応じた会議の公開・非公開について明文化しております。</p> <p>第3条では、審査会が口頭意見陳述を主宰する場合の手續について、期日や時間等について陳述する側の意見を聴くことを定めています。</p> <p>第4条では、審査会の答申書について定めており、第1項では、行政不服審査法で定めのある内容を確認的に規定しています。第2項では、答申書に記載する内容を定めています。第3項では、答申書の確定方法について、出席委員全員の承認を得て確定することとしています。</p> <p>第5条では、諮問庁が保存している調査審議に必要な公文書等について、審査会が諮問庁に対し、調査審議が終了するまで、保全するよう求めることができることを規定しています。</p> <p>お認めいただけましたら、この要領を本日から施行しようとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等がありますでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>御質問がないようでしたら、お諮りします。</p> <p>尾張旭市行政不服審査会運営要領について、案のとおり制定することについて、御異議はございませんか。</p>

平成28年度第1回尾張旭市行政不服審査会議事録

<p>会長</p>	<p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>それでは、尾張旭市行政不服審査会運営要領を制定し、本日から施行することとします。</p> <p>ほかに、事務局から何かありますか。</p>
<p>事務局 (主事)</p>	<p>最後になりましたが、本市の不服申立て状況について報告します。</p> <p>冒頭に課長が申し上げたように、平成28年4月1日に審査会が設置されて以降、審理員による審理手続を行った事案がなく、審査会への諮問案件もない状況です。</p> <p>しかし、審査請求案件自体は、平成28年4月1日から本日まで4件受付しておりまして、4件とも却下裁決の事案となっています。</p> <p>いずれも同様の事案であり、概要としましては、収納課が担当しております市長が行った差押処分に対する審査請求です。</p> <p>審査請求の対象となった差押処分の効力は、取立てによって目的を完了し、審査請求は既に法的効果が消滅した行政処分を対象とするものであって、審査請求人は本件処分の取消しを求める法律上の利益を有していないため、不適法ということで、行政不服審査法第24条第2項の規定に基づき、審理手続を経ずに却下となったものです。</p> <p>現在係属している事案はございません。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>ただ今の説明の内容等につきまして、御質問等はありませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p> <p>それでは、これをもちまして、平成28年度第1回尾張旭市行政不服審査会を終了いたします。</p>